

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 千葉 絢子

1 日時

令和4年3月22日(火)

午前10時1分開会、午後1時35分散会

(休憩：午後0時8分～午後1時0分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

千葉絢子委員長、岩城元副委員長、小西和子委員、岩渕誠委員、
千葉伝委員、佐々木宣和委員、小野共委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

阿部担当書記、高井担当書記、佐藤併任書記、中川併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長、
渡辺教育企画室長兼教育企画推進監、八重樫参事兼教職員課総括課長、
千葉教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、
中川学校教育室学校教育企画監、
三浦学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
須川学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、
森田学校教育室高校改革課長、
菊池学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、
近藤学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
泉澤学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
木村教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、
藤原生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

所管事務調査（教育委員会関係）

「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案調査結果（最終報告）について」

9 議事の内容

○千葉絢子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。今回は、当文教委員会に付託されている案件がございませんので、所管事務の調査を行いたいと思います。

所管事務の調査につきましては、岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案調査結果（最終報告）について調査することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしですので、さよう決定いたします。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案調査結果（最終報告）について御説明を申し上げます。

まず初めに、令和元年6月に元県立博物館職員による報道機関への情報提供などが発端となり、この事案が発覚したわけですが、県教育委員会ではこの事態を重く受けとめ、県教育委員会内に調査チームを設置し、重要文化財の調査を最優先に進め、重要文化財調査終了後は、一般文化財の調査などを進めてまいりました。このたび最終調査結果がまとまり、令和4年3月15日に公表いたしました。

岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案調査結果（最終報告）の概要につきましては、公表日当日に関係資料を全議員の皆様へ送付させていただいたところですが、この場をお借りし、御説明させていただきます。

文教委員会資料をごらん願います。まず、1のこれまでの公表内容についてであります。これまで令和元年12月16日の中間報告から令和2年11月16日まで、4度にわたって重要文化財に関する調査結果を公表してきました。岩手県所有の柳之御所・平泉遺跡群の火舎、花瓶の2点に対し、重要文化財指定後に無断で切り取り行為が行われていたことが判明いたしました。

次に、2の重要文化財調査終了後の調査についてであります。大きく3点を挙げております。一つ目といたしまして、県立博物館における資料調査、リスト化及び保存処理等の取扱点数の確定であります。調査対象資料を確定させるため、まずは県立博物館に残されている契約書類、採取されたサンプル、作業記録カードなど全ての資料を確認し、依頼者ごとの資料のリスト化をいたしました。そして、これらの資料をもとに、県立博物館で保存

処理などを行った全点数を確定させました。

二つ目といたしまして、調査対象資料点数の確定であります。県立博物館でリスト化した資料をもとに、契約書が残されている平成16年度以降を調査対象とし、その資料点数を確定させました。この調査の最も重要な目的は、文化財資料における無断切り取り行為の有無の特定ですので、切り取り行為があった場合、依頼者の承諾の有無を明確に判断する必要がありました。そのため、受託業務がどのような依頼内容であったかを確認するには、契約書類しかないと判断したものです。

三つ目といたしまして、県教育委員会事務局における調査であります。県教育委員会事務局では、県立博物館が作成した資料をもとに、依頼者に対しての調査の内容、状況等を丁寧の説明し、無断切り取りに関する事実関係を確認してきました。

次に、3の調査結果概要についてであります。(1)の県立博物館における文化財資料の保存処理等の取扱点数についてですが、文化財資料の保存処理等は、受託業務が試行開始された平成2年度より前の昭和57年度から行われていたことがわかりました。

2ページをごらんください。北は北海道から南は九州まで28都道府県の機関などから依頼を受けており、依頼者数は182、全取扱点数は2万1,975点、残されていたサンプル数は8,354点に上りました。地方ごとの取扱点数等を一覧表にしておりますが、この中には既に公表済みの重要文化財192点が含まれております。

(2)の調査対象資料点数についてですが、令和元年12月に中間報告を公表した際、受託件数269件、調査対象資料点数を5,932点と公表しましたが、調査を進めていく過程で計上漏れや二重計上などがあったことが判明し、確定数として受託件数が276件、調査対象点数が5,301点となりました。この中には、既に公表済みの重要文化財39点が含まれております。

なお、北海道の一つの機関から平成15年度に取り扱った契約書の提供があり、内容を確認できたことから、確定数のところに括弧で平成15年からと記載しております。

(3)の一般文化財資料における無断切り取り行為の有無についてですが、無断切り取り行為の有無は、次の手順等により判断しました。1点目として、当該専門職員は、基本的に採取したサンプルを残しておりましたので、サンプルが採取された資料は、科学分析のために切り取られたものであるということを前提に調査を進めてきました。

2点目として、受託業務と実際の処理内容が合っているか、契約書類、残されたサンプル、作業記録カードなどにより確認しました。

3点目として、保存処理のみの依頼にもかかわらずサンプルが残されている場合、発掘調査報告書の有無を確認するとともに、依頼者に対して電話やメールにより切り取りの承諾の有無を確認しました。

その結果、調査対象資料5,301点のうち1,479点のサンプルが残されており、無断切り取りの有無が判断できない不明が31点、無断切り取りと判断したものは101点でした。

3ページをごらんください。調査対象資料点数などを地方ごとに一覧表にまとめてあり

ますが、無断切り取り行為があったのは、岩手県の文化財資料のみとなっております。

その下に県内の依頼者ごとの無断切り取りと判断した一般文化財資料について一覧表にまとめてありますが、紫波町が8点、奥州市が11点、宮古市が2点、軽米町が9点、野田村は32点、公益財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターが39点、合計101点となっております。

次に、4の再発防止に向けた対策であります。本事案の発生を受け、有識者アドバイザーからいただいた指導・助言をもとに、再発防止に向けた対策を講じてまいります。

まず、県教育委員会事務局における対策として2点挙げております。1点目として、公共財への意識を高めるためのコンプライアンス研修等の実施であります。本事案は、公共財を扱う意識の欠如が大きな要因となっていることから、これまで県立博物館や岩手県文化振興事業団職員等に対して実施してきたコンプライアンス研修を継続して実施するとともに、関係団体などにおけるコンプライアンス向上などについての取り組みに関する実践交流の場を設けるなど、周知啓発を図ってまいります。

2点目といたしまして、組織マネジメント上の課題の報告であります。令和2年1月から、県立博物館などの社会教育施設から組織マネジメント上の課題を報告させることとしておりましたが、この報告を継続させ、関係組織間で情報共有を図りながら、それぞれの組織において適切な運営を図ってまいります。

次に、県立博物館及び岩手県文化振興事業団における対策でございますが、こちらも2点挙げております。1点目として、適切な博物館運営に向けた対策であります。本事案の発生を受け、県立博物館では決裁過程でのチェック体制の強化、定例会議での情報共有など、再発防止の対策を講じてきました。今後対策の形骸化を防止するため、県教育委員会事務局や岩手県文化振興事業団、県立博物館に対し、今回の最終調査結果報告に対する措置状況について報告を求めるとともに、次の事項について定期的に対策の実行性と見直しを図るよう求めてまいります。お互いの業務内容の見える化、行政職員など違った視点でのチェックが可能な部署の枠を超えた体制づくり、専門職員として研さんに努めながら倫理観の醸成を図り、その内容を全体で共有できる仕組みづくり、不祥事案が発生した場合に組織として対応できる体制づくり、岩手県文化振興事業団が県立博物館の運営状況をしっかりと把握し、適切な助言指導ができる体制づくりの5点でございます。

2点目といたしまして、文化財資料の保存処理及び科学分析業務への対応であります。本事案発生後、県立博物館の受託業務を停止し、本事案の事実解明に全力で当たってまいりました。その一方で、資料保全に関する措置を行うこと、県内市町村からの保存処理などの要望にこたえること、文化財レスキューで培った技術を生かし、近年多発している豪雨災害等による資料の水損等への適切な処置を行うこと、これらのことについて県立博物館が県内の保存処理の拠点として対応していかなければなりません。そのため、文化財資料の保存処理などがより適切に行われるよう、積極的に再発防止に向けた取り組みなどについての情報発信に努めるとともに、関係団体などとの共通理解の場を設け、県内外の関

係者や県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

○千葉絢子委員長 それでは、ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○岩淵誠委員 最終報告ということで、御説明をいただいたわけではありますが、本当に事案の大きさに驚愕の思いで、非常にとんでもないことをされたと改めて思うところです。

幾つか事実関係を確認してまいります。無断切り取りか判断できない不明のものが 31 点ということですが、これをもう少し詳しく、なぜ不明なのかをお示しいただきたいと思えます。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 不明なものについてでございますが、保存処理や科学分析等を行う際の切り取りの承諾の有無について今回調査をしているところですが、依頼者側におきまして承諾をしたかどうかの記憶が曖昧であったり、県立博物館側においても資料の受け入れの経緯がよくつかめなかったりしたものを不明とさせていただいております。

例えば、保存処理を行う際、よりよく保存処理を施すために科学分析を行うことがあります。口頭でやり取りをしていたというケースもありましたので、そのような記憶の曖昧さ等がありまして、その点につきましては不明とさせていただいたところです。

○岩淵誠委員 契約書上にそういう記述はないが、口約束ということが 31 点あるということですが、これは最後の再発防止に向けた対策のところでも出てくると思いますが、ほかについては、契約書上できちんと科学処理をします、切り取りをしますという項目が提示されているものなのか、契約書上に提示がなく行われたものなのか、その辺の整理が必要だと思えますが、これについてはどうなのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 今回の各判断の基準等についてでございますが、委員御指摘のとおり、契約書にのっとるといところが大前提です。そういった中で、今お話し申し上げましたとおり、後ほど科学分析が必要になったということで口頭で相手方への確認等が行われたというケースもあります。その点につきましては、現在残っている資料等を全て確認しまして、当時のやり取りのあったメモ等の資料により今回の判断の一つの材料とさせていただいたところです。

○岩淵誠委員 標準的な依頼や契約の様式の中に、切り取りをしますという項目はなかったというのですか。そういう切り取りなどの処理は、オプションとして口約束でしていたということですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 県立博物館におきまして、保存処理なり科学分析を行う際は、依頼者側と受託側である県立博物館で事前の打ち合わせをいたしまして、その内容について委託契約を結ぶ形で進めておりますので、その合意内容につきましては、委託の契約書の中に記載されているところです。

○岩淵誠委員 そうすると、画一的な標準様式があるわけではなくて、1 件ずつ話をして、これはここまでやりますということを文字に起こしているというのが標準で、1 件 1 件のオーダーメイドの契約になっていると考えればいいのですか。そうすると、切り取りとい

うのは契約書にないことを無断でやったということになりますか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 一定の契約についての様式等があります。事前の打ち合わせ等により締結した契約書に基づいて作業は進めているところです。

ただ、口頭での後々のやり取りにつきましては、文書に正式に残していないというケースもありました。そういう点については、今後見直していかなければならない重要な視点であると考えているところです。

○岩淵誠委員 基本的な契約行為からすればそのとおりなのですが、それをどこに生かすかというのがなかなか見えてこない。コンプライアンスというのは公共財を扱う意識となりますが、コンプライアンス研修の前に、契約についての基本的な知識を学ぶ必要があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 委員御指摘のとおり、コンプライアンスの前提になる部分について、しっかりと事務的な様式についても定めていかなければならないというところです。現在、県立博物館において、受託業務にかかわる様式等について手順等も含めて見直しをしているところです。今までは、切り取りを行うことについて承諾書を出していただくということで対処してまいりましたが、今回の事案を受けまして、契約書の中に盛り込むという形で見直しを進めているところです。実際、平成29年度に業務を一旦再開した際に、そのような手順、マニュアル等を整備して一時対応してきたところですが、令和元年度の事案発覚を受けて、現在はその委託業務も中止しているところです。

今後、再開のめどが立ちましたら、このような業務手順も改めて見直しを図りながら、今御指摘いただいた点につきまして、これからの対策として盛り込むような手順、マニュアルをつくってまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 感想的な視点で言えば、きちんと整備をしなければいけないというのはそのとおりだと思いますが、きょう最終報告ということなので、改めてお尋ねしたいのですが、これだけのことに及んでしまったという中で、やはり発覚当時の処分については非常に甘かったと言わざるを得ないと思うのです。例えば、これは文書訓告ということでしたけれども、最終報告ということですから、県教育委員会としてはこれが最後の結論部分であるかと思しますので、当時の文書訓告というものがこの問題の状況から見て果たして適切だったのか。

その後、県立博物館、岩手県文化振興事業団が調査をやりますという報告書を出したけれども、新たな調査をせずに放置したわけです。不作為と言ってもいいでしょう。そういった組織としてやるべきことをやらなかったということについて、本当に正しかったのかどうか、これについてはどう検討されていますか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 令和元年度の文書訓告につきましては、平成26年度に発覚いたしました野田村と埋蔵文化財センターの一般文化財の2件に関する措置ということですが、その当時、この切り取り行為が文化財を扱う専門的な分野の中で、常識的に考えていかなるものなのかというところの調査も進めてまいりました。その結果、国内の専門

機関にもこの件について照会をさせていただきました、一定の見解をいただいたところで、その見解といたしましては、非違行為というよりは、倫理上不適切であるという見解を頂戴したところをごさいます、法的なところに触れるということよりは、取り扱い上の倫理的に不適切な事案ということで、県教育委員会と公益財団法人岩手県文化振興事業団の両者の協議の中で文書訓告とさせていただいたところです。

その後、今回の重要文化財等を含むそういった事案が明るみに出てきたわけですが、そこに至るまでに調査を広げることができなかったということにつきましては、県教育委員会におきましてもその調査をさらに進めるべく岩手県文化振興事業団、そして県立博物館に対して指導、助言を行うべきであったと考えております。

いずれ当時は、その処分のことについて、文化財を専門とする分野でどのような判断基準に当てはまるのかというところで終始してしまったという傾向があります。この点につきましては、その当時もっと調査を広げて行わなければならなかったと痛感しているところです。

○岩渕誠委員 当時の状況はこうだったという背景の説明はよくわかりましたが、今考えてみて、あのときの判断は正しかったのですか。事案とこの重要性が最終報告の中で明らかになって、果たしてあのときの判断でよかったのか、調査をしなかったことに対しても、これはやはり誤りであったのか。信賞必罰と言いますけれども、あのときの判断が増長させたのではないか。法律的なこと、倫理的なことといろいろありますけれども、やはり世の中から見ると、それは甘いのではないかということなのです。

それから、岩手県文化振興事業団に対しては何をやっているのですか。あなたのところでしたことを自分できちんと調査できないのか、このやり方でよかったのかということを、きちんと総括しないと、最終報告にはならないのです。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 委員御指摘の件についてでございますが、平成26年度の事案発覚後の調査につきましては、県立博物館、岩手県文化振興事業団、そして県教育委員会それぞれ組織上のマネジメントにやはり不足があったのではないかと、また危機管理という視点におきましても不十分な点があったと考えているところです。その点については、この報告書の中でも反省点として記述をさせていただいているところです。

また、岩手県文化振興事業団に対する今後の対策についてでございますが、今回の最終報告書を岩手県文化振興事業団に提示いたしまして、この報告書に対する今後の措置について岩手県文化振興事業団の組織として検討していただき、そして協議の上、県教育委員会に提出を求めているところです。

○岩渕誠委員 今の答弁ではだめです。教育長から答弁をお願いします。

○佐藤教育長 今回の県立博物館の不適切な行為の事案は、当時しっかり調査をすべきであり、なおかつ県教育委員会もそのことに対して指導すべきであったと思います。それがしっかり行われていなかったがゆえに、改めてこのような2年10カ月に及ぶ調査に多くの

労力を費やし、調査に要した費用も多額に上っております。これは、本県の文化財行政の信頼を損ねたと言えるものであったと思います。

そういった意味で、外部の有識者をお招きしまして、前回は岩手県文化振興事業団に調査をさせましたが、今回は県教育委員会が主体的に外部の有識者を招聘して、時間を要しながらも調査し、最終的には重要文化財2点、一般文化財101点の不適切な切り取りが判明したものであり、これについては誠に遺憾であります。

今後は、再発防止に向けてしっかりと取り組むよう、岩手県文化振興事業団の措置の内容についても報告を求めていますので、県教育委員会、岩手県文化振興事業団、県立博物館ともに信頼回復に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○**岩淵誠委員** 内部通報システムが機能していなかったということも報告書にありますけれども、不適切事案の出発点は個人の問題ということだとしても、やはりこれはシステムとしてどう防ぐかという視点と、システムとしてどういう評価をするのかということは、再発防止の中で非常に大事な観点になると思います。このままいくと、事実として残るのは、これだけのことをやったのだけれども、文書訓告で終わりましたということなわけです。そこに携わった人たちも、何のおとがめもないわけです。危機感の欠如と言ってもいいと思います。やはりこういう結果が出たのだから、もう一度この処分というのは正しかったのかどうか。システム上のエラーを防げなかった管理者の責任を本当に文書訓告くらいで済ませるのか。私は、処分についても一回見直ししてもいいのではないかと考えていますが、最後にお聞きします。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 今回の調査報告書の中で、岩手県文化振興事業団、そして県教育委員会の組織的対応について、不足していた点も整理しておりますが、基本的に一連の不適切行為につきましては、岩手県文化振興事業団の自主事業の中で発生したということで、まず一義的には岩手県文化振興事業団が適正な管理を行うべきであったということは、そのとおりではないかと考えておりますが、ただ当時の県教育委員会事務局職員、当該職員以外にも岩手県文化振興事業団に派遣されていた職員はいたわけですが、そういう職員の多くが既に退職しているという状況もありまして、懲戒処分を行うことが困難であると考えております。そのため、組織的な対応の改善を努めていくことというのが重要なのではないかと考えているところです。

○**岩淵誠委員** 退職しているから逃げるとするのはだめです。本来この文書訓告が正しかったのかどうか。今考えれば、その程度の処分が必要だという認識であると、やはり文書で残さないといけないと思います。それは、地方公務員法等からいって、退職した人に言ったってだめだというのは私もわかりますけれども、そういう認識のままでは、やはり再発防止にならないと思います。

○**佐藤教育局長** 処分の関係でござります。平成26年度に発生しました2件の事案に関してのみ、平成28年3月に当該職員に対して文書訓告という措置が行われましたが、この事案が令和元年度に発覚し、それを受けまして調査中の令和2年3月16日をもって、岩手県

文化振興事業団を解雇という処分をいたしました。この理由は、職務に関連する法令違反の経歴を過去に有することがわかったということで、その影響は岩手県文化振興事業団の信用失墜の最大の要因となっているということです。それから、平成26年当時の調査と同様に、今回の調査でもいろいろと虚偽の説明などをし、事実を隠蔽する姿勢が見受けられるということで、岩手県文化振興事業団職員としての職務執行能力、適格性が欠如しているという理由で解雇いたしました。

また、依頼者に無断で切り取り行為を行っていたということで当該職員の責任は非常に大きいと考えておりますし、また組織的な責任として、やはり組織のマネジメントの不足、それから危機管理対応の不十分さがあったと考えておまして、これにつきましては県立博物館、岩手県文化振興事業団、県教育委員会ともに大いに反省しているところです。

○**岩渕誠委員** 解雇しているのは知っていますが、管理者がマネジメントの部分でも見逃してきたということは問題だと思いますので、かなりのところまできちんとやってくださいということです。

○**千葉伝委員** この事案については、今、岩渕誠委員から質疑があったわけでありませけれども、多少重複するところもあるかと思いますが、私からも質問させていただきたいと思えます。

県立博物館は、私も何度か行ってはいますけれども、岩手県の過去の歴史をしっかりと勉強できるということで、子供から大人まで楽しめる、あるいは勉強できる場として、常設展示のほかに、さまざまな特別展示もされていますので、県立博物館の人たちは頑張っていたという理解はしております。ただ、今回の事案については大変残念な結果で、私も驚いたところでもあります。私は専門家ではないから、単純なことも含めてお聞きしたいと思えます。

まずは、今回発覚した経緯ということでは、報道を見ていけば、内部告発的なことがあって見つかったということになっていますが、そのとおりでしょうか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 県立博物館における今回の不適切行為事案の発覚経緯についてでございますが、県立博物館が平成26年度に岩手県文化振興事業団の所管する埋蔵文化財センターと野田村から受託していた出土品の保存修理等の委託業務において、依頼者に無断で受託資料から切り取りによるサンプル採取等が行われていたということが内部職員の申し出により発覚したところです。

その後の調査、そして措置につきましては、先ほど御答弁の中で申し上げたとおりでございますが、令和元年6月にこの元県立博物館職員が報道機関に対しまして、県立博物館学芸員が所有者に無断で金属製の文化財の一部を切り取る行為を繰り返していたとの情報提供を行い、そのことが取り上げられまして今回の事案発覚につながったものです。

○**千葉伝委員** 平成26年度に内部告発があった時点で、こういうことが行われているというのは、皆さんはわかっていたのでしょうか。

それから、その後同じ人が黙って切り取り行為を続けていたのでしょうか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 平成26年度の発覚の時点でございますけれども、その時点で県立博物館から岩手県文化振興事業団、そして県教育委員会にも連絡がありまして、そこで協議をさせていただきながら、先ほどの措置を検討させていただいたという流れになっております。

また、その後の当該専門職員の切り取り行為についてでございますけれども、平成26年度の2件が発覚した後につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県立博物館で受託業務の流れ、そしてマニュアル等を細部にわたり見直しを図ったところですが、それ以降につきましては、そのような取り扱いはなかったものと承知しております。

○千葉伝委員 平成26年度までの間にその職員が切り取り行為をしていたということなのですね。

そもそも切り取り行為というのは、調査をするためにさまざまな資料から、紙であれば少し切り取ったり、溶かしたりということもあるでしょうし、土器等については、少し削り取ったり、金属であれば切り取るわけにはいかないでしょうから、削り取るのか、物によってその行為のやり方が違うのではないかと思うのですが、なぜ切り取りという言葉になっているのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 切り取りということについてでございますけれども、出土した金属製品につきましては、酸素に触れることで酸化が急激に進みますので、その対策としてさび落とし、塩分除去、樹脂などによる補強を行って保存性を高める措置を行っているところです。その中で、金属製品の一部をサンプルとして切り取って、成分などの分析結果を得て、よりよい保存処理の手順、内容を措置する場合などに行われるのが切り取り行為を伴うサンプル採取ということになります。その際、資料の切り取りにつきましては、ダイヤモンドカッターという電動小型ののこぎりを使って一部を採取するということがありますので、このような表現も使っているところです。

もちろん先ほどからお話し申し上げているとおり、サンプルを採取する際につきましては、事前に依頼者の承諾を得ることが前提となっております。

○千葉伝委員 私も昔、資料分析に携わったことがあるのですがけれども、物によって調査の仕方はいろいろあり、年代を特定したり、地域やその時期の状況など、いろいろなことを考えながらやるための資料分析だと理解しています。

また、物によっては、何グラム採取すれば分析ができるのか。少し多めに取って、1回あるいは2回検査する場合もあるでしょうから、切り取り量についてはさまざまあるだろうと思います。

それから、この調査は、依頼されてから受託、契約、検査、分析データを相手に知らせるという流れがあるわけです。先ほどのお話だと、その流れが、しっかりとなっていなかったということで、普通ならばどこの誰からいつ何を受けたか、どういう検査をするのか、検査結果はいつお知らせするのかという話で成り立つわけですがけれども、専門的な知識を持って調査、検査する人は、この職員しかいなかったのでしょうか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 県立博物館における体制についてでございます。今委員御指摘のとおり、文化財の科学分析等につきましては、高度な知識、技術が必要となっております。こちらに当たっていたのが当該専門職員です。この専門職員の下には補助的に支援をする学芸調査員、臨時雇用の作業員の方々という体制で行っているところですが、先ほどお話し申し上げましたとおり、文化財科学を十分理解している者ということになれば、その当該専門職員しかいなかったということになります。

○千葉伝委員 組織の中の一員であるけれども、その組織の体制がしっかりとしていないときに、調査や物事を進めるのがその専門職員に任せっきりになっていたということが、よく報道されている中身であるわけです。人というのは、自分が一番の専門家だとなれば、あまり人にいじらせたくない、あるいは自分で全部やっつけてしまおうということは起こり得る話です。切り取り行為の中身を調査する上で、調査チームを設置したということになっていますが、外部の人を呼んで調査したという理解でよろしいのですか。そして、どこの誰が、どういう立場で調査したのかということをお教えください。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 今回の調査チームについてでございますけれども、令和元年6月13日に教育局長をリーダーといたしまして、生涯学習文化財課、教育企画室、教職員課の職員11名による調査チームを設置いたしまして、県教育委員会が主体となって調査を進めてまいりました。

また、この調査チームに県外の専門機関である独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所、国立大学法人筑波大学、国立大学法人福島大学、東北歴史博物館から各専門分野の先生方、職員の方、5名の有識アドバイザーを加えまして、専門的な立場からの助言、指導を得ながらこの調査に当たってきたところです。

○千葉伝委員 それを整理したのがきょう配付された最終報告で、調査対象資料点数や不明点数が明らかになり、先ほど処分の話が出ましたが、今回切り取り行為をした職員に対して、調査チームのこの5人の人たちは、処分内容についても協議されたのでしょうか。資料の関係だけですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 有識者アドバイザーの役割といたしましては、今回の文化財資料の不適切な取り扱い事案に係る承諾の有無や資料の状態の判断のような専門的な分野からの御助言を頂戴したところです。その関係上、この当該専門職員の処分等については協議事項とはなっておりませんでした。

○佐藤教育局長 補足でございますが、この報告書をまとめる段階で、中間報告をしておりますが、その際にはこのチームのメンバーが当時かかわった職員にヒアリングを実施いたしまして、平成26年度の行為がどうして起こったのか、なぜそれを許してしまったのか、あるいは岩手県文化振興事業団、県教育委員会の対応はどうだったのかという組織的な対応についても調べて、中間報告の時点で報告書の中に既に入れております。

○千葉伝委員 その中身を教えてください。

○佐藤教育局長 平成26年度の切り取り事案の発生後、県立博物館におきまして、専門職

員を含む内部職員に対する聞き取り調査が一旦行われております。その中で、当該専門職員が、サンプル採取は業務委託の制度が正式に開始された平成2年当時から既に行っていると認めていたわけですが、平成26年度の無断切り取り行為事案以外にもやっていなかったのかということについての調査が不十分で、その2点で終わってしまったというところがあります。

今回それが中間報告の段階で明らかになったわけですが、やはり調査が不十分であったと思います。調査をもっと広げていけば、令和元年度に大きな事案として報道に取り上げられることなく、一定の措置がなされたのではないかと明記しております。

○千葉伝委員 先ほど専門的な知識のある職員が1人しかいなかったということで、どんどん自分で勝手に進めていったと解釈されてもおかしくありませんので、組織としてのしっかりとした体制や流れをつくり、書類上の整備もきちんと行っていただきたいと思います。

それから、依頼を受けたときは、こういう調査をするということで受けても、例えば途中で、もう少しこういうのも調べたいということで、改めて調査するというのも当然出てくると思います。途中で再調査することも踏まえた契約の仕方をしっかり考えるべきではないかと思えます。

今回の行為は、私からすれば人のものを勝手に破損したものであり、器物破損という言葉に当てはまるかもしれない。依頼した人が訴えるとなれば、法的責任が問われることとなります。今回の処分は、皆さんが、依頼した人からいろいろと話を聞いて、そこまでは必要ないということで内部の処分になったという理解でいいのでしょうか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 今回の無断切り取りの資料を依頼した自治体等に対しまして、この最終報告の公表前にこちらの報告書を持参して、これまでの調査の内容、経緯につきまして報告をさせていただき、御理解をいただいたところです。また、あわせて謝罪もさせていただきまして、そちらも受け入れていただきましたので、今委員御指摘のようなことに及ぶということにはならないと認識しているところです。

○千葉伝委員 いずれ切り取り行為のあった資料は、県内の自治体等から依頼されたものだということで、東北地方や中国地方などからも依頼はあったけれども、その分については切り取るという行為はされていなかったということですが、もしほかの県から依頼されたものだったら、ほかの県は黙っていないのではないかと思います。そういうことからすれば、その専門職員が行ったことは岩手県内のみならず県外、それから関係の人たちに影響を及ぼしたと思います。

やはりそういった影響を考えれば、今回の訓告処分というのが本当に妥当だったのかということは、先ほど岩淵誠委員がおっしゃったように、私も甘い処分だったのではないかと、個人の訓告だけで本当によかったのかと思うのです。上司もいるでしょうし、岩手県文化振興事業団、県立博物館、県教育委員会といった組織的な処分というのは検討されなかったのですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 先ほど岩渕誠委員の際にもお話しいたしましたとおり、確かに当該派遣職員だけでなく、当時その派遣職員の上司も岩手県文化振興事業団に派遣していた状況です。当該職員及びその上司であった職員も含めて、現在、既に退職している状況であり、なかなか今から懲戒処分というのは、法律的にも難しい状況となっております。

○千葉伝委員 組織的な責任という部分をしっかりとやっていくということで、そこまで責任をお互いに取れるくらいのものでほしいと思います。

残存サンプルや、まだ検査していないサンプルはこれからどうなるのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 残存サンプルの今後についてでございますが、基本的に採取したサンプルにつきましては分析をきちんといたしまして、依頼者側に報告させていただいているところと認識しております。

なぜサンプルが残されているかということにつきましては、再度何かの事情によりまして分析検査が必要になった際にそれを活用するということもありますので、できる限り、保管、保存しておくということで残しているところです。

もし依頼者側から、残存サンプルの再分析の依頼があれば、依頼者側の意向、希望にできる限り添えるよう、依頼者側との協議を丁寧に進めながら対応していきたいと考えております。

○斉藤信委員 7ページに令和2年3月16日をもって解雇とする理由が書かれています。職務に直接関連する法令違反の経歴を過去に有することが発覚し、その影響が現在も岩手県文化振興事業団の信用失墜の最大の要因となっている。もう一つは、平成26年当時の調査時と同様に、今回の調査でも虚偽の説明をして事実を隠蔽する姿勢が見られるなど、岩手県文化振興事業団の職員としての職務能力、適格性が欠如していると、二つ指摘されています。この法令違反の経歴を過去に有するという点について、具体的に示してください。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 法令違反についてでございますが、岩手県所有の柳之御所・平泉遺跡群の資料であります火舎、花瓶の重要文化財指定後に無断で切り取りを行ったということに対しての違反ということです。

○斉藤信委員 もう一つ、虚偽の説明の中身についても示してください。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 重要文化財について、当該専門職員にヒアリングを行った中で、これは保存処理上やむを得ない、必ず必要な部分であるということで話があったところですが、本来所有者にきちんと確認を取るべきところを怠っていたことを隠していたということでした。

○斉藤信委員 18ページに重要文化財の調査結果一覧表とあるのですが、ここで火舎と花瓶は承諾の有無がなかったため、無断という判断をしていますね。内耳鉄鍋は片方がある、片方はなかったとなっています。また、不明というのが3件ありますが、この不明というのは、潔白を証明できないということだと思えるので、これを除外するという事は問

題なのではないですか。内耳鉄鍋の場合も、さびは承諾がなかったということになると思いますが、これは問題にならないのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 内耳鉄鍋のさびにつきましては、切り取りの痕跡が見つからなかったというところですが、確かにサンプルは残っているところですが、そのサンプル採取につきましては、先ほどお話し申し上げましたとおり、資料の一部を切り取って行う方法と、資料についているさびなどを利用して分析を行う方法もありますので、どちらなのか判断がつかない部分があるところですが、恐らくさびを利用したものではないかと有識者のアドバイザーの方々をいただいたところですが。

○斉藤信委員 不明は不明でいいのですか。潔白が証明できないのではないのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 この不明につきましては、依頼者側も、受託側も、当時の記録、記憶が曖昧であったり、ヒアリングの結果におきましても食い違いがあったという事実がありまして、どうしても明確に無断であると判断することができないというところで不明とさせていただいているところですが。

○斉藤信委員 私は、潔白が証明されなかったらだめだと思うのです。証明の責任は本人にあるし、県立博物館にあるのだと思います。それが証明できなかつたら、だめではないのですか。不明だから白という扱いには、絶対にならないと思いますので、2点だけではないと評価しないと、甘い評価になりませんか。

それと、今までも議論されてきたけれども、5ページに、事案発生当時の究明対応について、平成26年度無断切り取り行為等の発生後云々とあって、サンプル採取は平成2年当時から行っていることを認めており、平成26年度無断切り取り行為等事案以外にも無断切り取りがなされている可能性を念頭に置いた調査が必要であったが、結果として、今般の不適切行為事案の発覚につながるような事実解明は行われず、不十分な調査に終わったとあります。ここに私は最大の問題があると思うのです。

今、再発防止「岩手モデル」でも議論して、類似の事案があつたら、あなた方は調査して処分するというのでしょうか。類似の事案があつたかもしれないのに、調査をしないで曖昧な文書訓告という措置をしたのです。だから、この処分は間違いなのです。平成2年から行われていて、この2件以外にも無断切り取りがなされている可能性があつたのに、そういうことを調査しないで、一番甘い文書訓告とした。これはもみ消しです。文書訓告だったら、公表もされないでしょう。だから問題なのです。そしてこの文書訓告は、県教育委員会がそうしなさいと言ったのです。県教育委員会の主導でもみ消したと言われても仕方がない。県教育委員会の責任は極めて重大だと思います。

だから、令和元年6月5日に再び内部告発があつたわけですが、平成26年度のときに、きちんと調査をしていたら解明できた事件が、あなた方がもみ消したために再び内部告発になってしまった。県教育委員会の責任は極めて重大ではないのですか。そのことがこの最終報告書には、しっかり書かれていないのです。教育長か教育局長か責任ある方が答弁してください。

○佐藤教育局長 平成 26 年度の無断切り取り行為事案発覚以降の調査の甘さというのは、委員御指摘のとおりでございます。今回、結果的に昭和 57 年度まで遡ることになりましたが、その時点で遡って全容を明らかにすれば、当然処分内容というのは変わっていた可能性があるということで、当時の調査が甘かったということは言えるのではないかと思います。先ほども申し上げましたが、今回こういう事態になったということで、当該職員はもちろんです。県立博物館、岩手県文化振興事業団、県教育委員会の責任というのは大変重いものがあると考えておまして、大変反省しているところです。

○斉藤信委員 職員を処分するときに類似の事案があったら、あなた方は徹底して調査して処分するのです。処分のやり方からいって、あなた方は間違っただけです。結果的には、もみ消しにしかならなかった。だから、事件がさらに大きくなったのです。県教育委員会が指示して文書訓告になったのですから、あなた方の責任は極めて重大だと思います。私は不明なものについても指摘したけれども、いまだに甘いという印象を受けました。

この専門職員は、令和 2 年 3 月 16 日で解雇になっているのですが、県から派遣された専門職員でしたね。定年後、岩手県文化振興事業団に採用されたということになりますか。実際には、県職員の身分のときにこういうことが行われていたわけでしょう。定年になったのは何年ですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 当該職員が定年になりましたのは、平成 30 年 3 月でございます。

○斉藤信委員 少なくとも、最初にこの事件が告発された平成 26 年度のときは県職員だったということです。そのときに徹底して調査していたら、その時点で懲戒免職処分です。その県職員にあなた方はずっと給料を払い続けたのです。定年後、岩手県文化振興事業団の職員になって、これまた給料を払い続けた。これは大問題だと思います。今の再発防止「岩手モデル」と全く同じです。

それで、先ほど調査費用がかかったと答弁されましたが、どのくらいかかったのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 今回の不適切事案にかかわる調査費用についてでございますけれども、県教育委員会と岩手県文化振興事業団を合わせて約 1,915 万円となっております。県教育委員会と岩手県文化振興事業団で協議をいたしまして、県教育委員会では、主体的に県教育委員会が行った事業等を中心といたしまして約 321 万円、岩手県文化振興事業団につきましては、エックス線調査等にかかわる部分として 1,594 万円を負担するというところで協議を進めたところです。

○斉藤信委員 私は、そういう点で初動の調査の失敗が事件を大きくし、損害を大きくしてしまったと思います。そこに私はもみ消し体質があったのだと思います。本当にこういうことを県教育委員会が反省をして、もっとあなた方の反省が伝わるような最終報告にしなければだめです。私はこれを読んだけれども、そういう反省が全然伝わらない。

それと、先ほども指摘したけれども、この専門職員が平成 26 年度当時の調査と同様に今回の調査でも虚偽の説明をして事実を隠蔽したことを、あなた方は解雇の理由にしていま

す。本当にどこかの事件と全く同じです。やはりこういうことも平成 26 年度に徹底調査していたら、こういう虚偽を許さなかったと思うのです。あなた方も一緒になって、隠蔽したと言われても仕方がない。

そういう意味で、今回最終報告ということで、私は最初にも述べましたが、重要文化財も不明というだけで済ませていいのか。これだけの問題で、ましてやあの重要文化財は文化財保護法違反になるのです。違反でないという証明ができなかったらだめなのです。不明だからこれは無断ではないとならないのだと思います。

そういうことも含めて、率直に言って、この最終報告は極めて不十分だと思います。

○小野共委員 私も 1 点確認をさせていただきたいのですが、全く基本的なところなのですけれども、調査結果の最終報告の概要のほうです。3 ページの表の見方でありませう。エの調査対象資料点数等一覧のところですか。例えば、北海道地方のところですが、調査対象資料点数が 1,799 点あって、そのうち現存しているサンプル数が 797 点ありましてとなっておりますが、797 点のサンプル数のうち、口頭もしくは契約書によってサンプルを切り取ってもいいですと証明できたのが、797 点のうち 797 点全部で、だから無断切り取りはありませんという意味でいいのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 例えば、北海道地方の調査対象資料点数、サンプル数につきましては、各依頼者に確認をいたしまして、無断ではない、承諾済みであると確認をしているところですか。

○小野共委員 そうすると、県立博物館に現存している全国の 1,479 点のサンプルの中で、無断切り取りがあるのは岩手県の 101 点だけということになるのですが、この報告書が正しいのであれば、何か恣意的なものがとても感じられるのですが、それは確認していますか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 県立博物館の受託業務につきましては、このような保存処理、科学分析を行っている機関が少ないということもありまして、開設当初は全国各地からそういうニーズがあり、対応してきたところですか。最近におきましては、全国各地からのニーズというよりも県内の市町村等からの依頼が多くなってきておりますので、岩手県の取り扱いが多くなってきているということが一つです。

あと、今回の無断切り取りに関しまして、年代的に平成 21 年度から平成 26 年度に集中しております。いわゆる東日本大震災津波以降の年代が多くなっております。県立博物館で被災した資料をレスキューする、安定化処理をするというような業務も行っており、それと同時並行でこのような保存処理等も受け入れていたということもありますので、業務が多忙を極めていた状況の中で、本来きちんと行うべき相手方への切り取りに関する承諾を取るということが欠落してしまったということもあります。そういった意味で、岩手県内の取扱点数、そして無断での取り扱いが多くなっているという傾向が伺えるところですか。

○小野共委員 1,479 点ある中で、岩手県のものだけを無断で切り取ったということに私は

納得できないというか、説明がつかないのではないか。この調査報告書自体本当に大丈夫なのだろうかと感じたので、質問させていただきました。ただ、県教育委員会がこれは全然大丈夫ですと言うのであれば、そのとおりなのだろうと思います。確認だけでした。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案調査結果（最終報告）について調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

○小西和子委員 教育業務支援員、スクールサポートスタッフの配置について伺います。令和4年度当初予算の考え方の中に、安全・安心な教育環境の整備とあります。学校における新型コロナウイルス感染症のクラスターが大変な状況になっておりますし、全県の小中学校に困っていることを挙げてほしいと言ったら、何百という声が挙がってきました。その中でやはり多かったのは、何とか来年度もスクールサポートスタッフを全部の小中学校に配置してほしいという声でした。

きちんと配置しているということでしたが、小中学校で71人、特別支援学校で15人の合計86人で、ほかの県に聞いてみたら、岩手県は何だか少ないのです。次年度の東北各県のスクールサポートスタッフの配置状況を伺います。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 東北各県の状況について御説明させていただきます。

個別に聞き取りをいたしましたところ、通常分と新型コロナウイルス感染症対策分を合計した人数で、青森県で241人、宮城県で308人、秋田県で80人、山形県で111人、福島県で598人と聞いております。

○小西和子委員 圧倒的に多いですね。そして、文部科学省の予算で、公立の小学校、中学校、それから特別支援学校の小学部、中学部ということで、県立学校の分はないということが改めて資料からわかりました。文部科学省が予算づけしたスクールサポートスタッフの小学校、中学校、特別支援学校への配置が、岩手県では今年度、他県と比べて少ない配置となっております。他県のように配置できない理由を伺います。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 本県の説明をさせていただく前に、国の予算配分の考え方についてですが、国の積算上は小中学校ともに主に15学級以上の学校への配置としておりまして、実際の配置は都道府県で十分に検討をするということにされております。これを踏まえまして、本県におきましても、15学級以上の小中学校にスクールサポートスタッフを配置するための予算計上をしたところでありまして、具体的な配置先につきましては市町村教育委員会等の意見を踏まえまして、今後決定していくことにしております。

○小西和子委員 たった1学期間ということで、何で岩手県だけ少ないのだろうと、教職員は岩手県に対して不信感を抱いているのです。例えば、小中学校の教諭等の定数充足率は99.7%です。それから、教育関係の地方交付税が他の目的に使われているのではないかと、市町村の教材費や図書費等があまりにも少ないのです。びっくりします。

そここのところについて所感を伺いたいと思います。

○**千葉予算財務課長** 交付税措置の件でございますけれども、まず基本的には固定資産税同様に地方交付税も県に来た段階で一般財源で使うという趣旨のものでございまして、補助金のように用途が決められているものではありません。その限られた一般財源の中で、国庫補助あるいは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当、また、スクールサポートスタッフの話もありましたけれども、すこやかサポート、学校生活サポートなどを活用し、学校に職員を配置しております。一般財源については、可能な限り交付金を活用しながら、令和4年度の予算化に努めてきたところです。

○**小西和子委員** 先ほども東北地方の他県の状況についての答弁がありましたけれども、教育の機会均等というのは何なのだろうと考えてしまいます。もう現場は倒れそうになって働いております。

次に、働き方改革について、岩手県教職員働き方改革プランですけれども、2月定例会での一般質問に対して教育長は、岩手県の子供たちを育む全ての教職員の皆さんがしっかり子供たちに向き合う時間を確保できるよう、ゆとりを持って仕事をしていただきたいと考えておりますと答弁していただきました。県立学校だけではなくて、小中学校の教職員についても、県教育委員会は働き方改革を行いますという答弁です。

直近の精神疾患による病気休暇、休職者等を校種別に伺います。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 精神疾患により休職している教職員についてですが、令和3年12月末時点の人数でお答えさせていただきますが、小学校で25名、中学校で14名、高等学校で8名、特別支援学校で7名の計54名となっております。

○**小西和子委員** 計54名ということですが、実際に通院している方々、苦しんでいる方々は、この何十倍にも及ぶということが推測されます。

次に、直近の小学校、中学校教職員の時間外勤務について、月100時間超、80時間超、45時間超の人数と割合を伺います。あわせて、この働き方についての所感を伺います。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 小中学校における教職員の時間外勤務の状況につきましては、各市町村教育委員会における把握方法や把握期間が一律でないため、あくまでも参考値になりますけれども、県教育委員会におきまして市町村教育委員会に対し、昨年6月に調査したところ、令和2年度における教員1人当たりの時間外在校等時間の月平均時間は、小学校が27.7時間、中学校が34.4時間となっております。

また、月100時間超、80時間超及び45時間超の人数と割合につきましては、先ほども申し上げましたけれども、市町村教育委員会ごとに把握方法が異なりますことから、県教育委員会といたしましては集計していない状況です。

この時間外在校等時間の把握につきましては、教職員の負担軽減に向けた取り組みを進めていく上で基本となるものです。引き続き市町村教育委員会に対しまして、適切に把握するよう呼びかけ、県内の学校全体の働き方改革の実現を目指していきたいと考えております。

○小西和子委員 把握をしていないということです。先ほどの一般質問の答弁のように、小中学校の分の働き方改革も行うと明言したのですから、常に時間外労働について把握をしていただきたい。以前に文部科学省が調べたところによりますと、過労死ラインの月 80 時間を超えるものは、中学校だと 6 割、小学校だと 4 割と言われております。命がかかっておりますので、何とか改善を要求します。

県教育委員会として業務を減らさなければならないと思うのです。減らす、減らすと言いながら、現場にだけ要求する。何度も言いますが、もう乾いた雑巾からは水は一滴たりとも出てきません。やれるだけのことはやっているのです。

例えば全国だと、県独自の学習定着度調査を行わないとか、全国の学習定着度調査を行わないということもどんどん出てきています。東北地方でいうと、山形県は県独自の学習定着度調査を来年度は行わないということです。各県は、県教育委員会が率先して業務を削減しているのですけれども、県教育委員会として業務を減らす考えはないのでしょうか。

例えば、4月に行われる予定の岩手県中学校新入生学習状況調査ですけれども、これは以前やっていたのですが、いきなり実施することになって、また子供たちを苦しめる。教職員も事務作業がすごく多いと言われていたのに、その事務作業をふやすことをやっている。

それから、学校公開や研究授業は、市町村教育委員会に働きかけて、新型コロナウイルス感染症が蔓延している間だけでもストップしなければならないのではないかと思います。県立学校は、学校公開といっても、全校挙げてということはやらないのですが、小学校や中学校は、年間計画を立てて、研究会を何曜日のここに入れるからここでは誰々が授業をする、そのときは自分の学級の子供たちは自習をさせて授業を見に行くのです。そして、放課後に授業研究をする。そんなことをやっているといいのでしょうか。

こういうことは、新型コロナウイルス感染症が収まってからだってやれることですし、今やるべきことは新型コロナウイルス感染症対策ではないかと思っておりますので、新型コロナウイルス感染症が蔓延している間だけでもストップするように県教育委員会のほうで指導すべきだと思います。そうしないと、病休者がさらにふえることが予想されますし、ますます教員を目指す若者たちが減ると思いますけれども、見解を伺います。

○中川学校教育企画監 例えば、今年度の岩手県中学校新入生学力状況調査についてでございますけれども、今年度も実施日を決めてやるのではなくて、幅を持たせて実施するようにしております。また、令和4年度も新型コロナウイルス感染症への対応に加えて、新年度体制での学校運営や教育活動への影響等にも配慮しながら、実施可能期間を拡大して実施しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延期間における小中学校の学校公開や研究授業についてですが、市町村教育委員会が指定する学校公開等は、働き方改革の観点からも縮減の傾向にあります。加えて、この2年間は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から学校公開を中止したり、規模を大幅に縮小して開催する傾向にあります。教職員の負担軽減

も考慮しながら進めているものと承知しております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、市町村教育委員会と連携を図りながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** さらに市町村教育委員会に指導をお願いいたします。

地域部活動推進実践研究事業と高校入試について伺います。今年度は、岩手町と葛巻町で行われておりますが、地域部活動推進のための実践研究の活動と県のかかわり方を伺います。

これは、教職員の働き方改革に生かせる内容でしょうか。その成果を学校現場と共有しているのか伺います。

○**清川保健体育課総括課長** 地域部活動推進のための実践研究の活動と県のかかわり方についてでございますが、この実践研究を進めるに当たりまして、県教育委員会が地域部活動検討運営会議を設置し、実践研究を行う2町の関係者に対しまして活動の趣旨、方針の説明、実践の経過、課題の共有などを進めてきたところです。

また、地域指導者を対象とした研修会を県教育委員会が主体となって開催しておりますし、休日の部活動の段階的な地域移行に関する保護者等に対する説明資料の作成や実践研究の成果、課題を検証するための生徒、保護者向けの調査の実施等、今後の休日の部活動の円滑な地域移行に向けまして、県及び県教育委員会と町が連携をしながら取り組みを進めてきたところです。

次に、教職員の働き方改革及び成果の学校現場との共有についてでございますが、国は休日の部活動における生徒指導等については、学校の職務として教師が担うのではなく、地域の活動として地域人材が担うこととしております。それに向けた取り組みとして、実践研究を全国で進め、本県でも実施しているところですが、その成果として休日の部活動の指導を望まない教員が休日の部活動に従事しない環境の構築が図られることから、教職員の働き方改革にもつながる取り組みになっていると考えております。

また、学校現場との共有につきましては、地域部活動検討運営会議、実践研究対象の中学校の校長や各校のPTAの代表等が参画しております。事業の趣旨、方針、実践の成果及び課題等を共有しているところです。学校現場におきましては、各校長から教職員及び保護者等への地域部活動に関する情報共有が図られているものと認識しております。

○**小西和子委員** 共有が図られているということですが、中学校でも部活動の任意加入が進んでおります。部活動の活動実績等を主な応募基準にしている推薦入試について、検討することが必要ではないでしょうか。次年度に向けて検討する予定はあるのか伺います。

○**須川高校教育課長** 県立高校の推薦入試に必要な基準の検討についてであります。現在の推薦入試における各県立高校が示す推薦基準については、部活動だけでなく生徒会活動やボランティア活動等を基準としたり、将来の職業選択や社会貢献に強い意欲を持っていることを基準とするなど、各高校は推薦基準の多様化を進めているところです。

なお、入試制度については、これまでも外部有識者会議の県立高校入試改善検討委員会で検討し、その結果を踏まえて、志願する生徒が十分に準備できるように、約2年間の周知期間を設けながら改善してきているところです。昨年7月から県立高校入試改善検討委員会が開催され、部活動の任意加入を前提としながら推薦入試の抜本的な見直しも含めて検討されており、県教育委員会としては検討結果を踏まえながら入試制度の改善を行ってまいります。

○小西和子委員 最後、スクール・ポリシーについてですが、各学校が数値目標を決めて、その達成に寄与するようでは本末転倒であります。本来数値目標達成の基準にはなじまないと考えます。生徒の長期的な成長の視点や学校の楽しさ、生徒同士や教職員との信頼関係の醸成などを大切にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

生徒たちが学校に楽しく通うことは、達増県政が掲げる県民の幸福度の向上ともつながる大切な視点と考えます。県教育委員会もこのことを見落とさないように、各学校に働きかけていただきたいと思います。

不登校の実態調査をしたときに、全体ではふえているのですが、県立高校の不登校生徒はふえていないのです。こういうことは大切にしていきたいと思います。最後に教育長からお話を伺って終わりにします。

○佐藤教育長 まず、スクール・ポリシーに関してでございますけれども、これは生徒の成長あるいは信頼をしっかり醸成しながら、子供たちの在学期間を通して伸ばしたいと考える生徒の力をしっかり明確にしていきたいということ。

それから、今コロナ禍でもありますし、またDX社会ということで変容する社会にいかに対応し、新たな価値を創造していくかということがしっかりできるように身につけていただきたいと思います。

それから、高校3年間の学校生活で、岩手県においてしっかり地元で根差した学びをやっていき、それを生徒と教職員が共有することにより、それぞれが生徒の目標が明確になって、目指す主体的な学びをしっかり行っていただきたいと思いますということと考えております。それを各学校において明確に示し、子供たちと保護者がしっかり理解し、進学先を決めていただきたいと思いますと考えております。

それから最後に、生徒が楽しく学校に通うことへの働きかけということでございます。地域には、県立学校を支えてくれる方々がたくさんいらっしゃいます。そういった方々の支援のもとで、生徒みずから設定した課題解決に向けた目標を生徒同士や教職員、それから地域の方々などとの対話によって、学ぶべき方向性あるいは探究的な学びの目標というものを掲げ、生徒が意欲的に学習に取り組む姿勢を身につけること、そして自分の考えを周囲に発表すること、今回ウクライナの戦争も拡大しておりますが、子供たちも主体的に平和活動にも取り組むということもされております。そのことが自己有用感を得ることにもつながり、学校に通うことが楽しくなるということへもつながっていくのだと思います。

県立高校の生徒たちがこれから生きていく社会の中にもどのようにかかわっていくか、し

っかり目標を掲げ、みずから主体的に学んでいく、さまざまな活動を通して社会につながっていくということが求められていくと思います。私どももしっかり支援してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 最初に、県立高校におけるタブレット端末の配備についてお聞きいたします。

保護者から私のところに、高校受験生にこういうチラシが配られたと連絡がありました。どういうものかという、生徒1人1台端末を活用した新たな学びを推進していきますので、3種類のパソコンを買える人は買ってくださいというチラシなのです。高校へ入るだけで、制服やその他で20万円から30万円の経費がかかっているのです。さらにパソコンを買ってくださいというのは、あまりにもひどいのではないかというお話でした。

ここには、必ず個人所有の端末を購入することを求めているものではありませんと小さく書いています。しかしこれは、3種類の規格も示して、買ってくださいというチラシなのです。こんなチラシを配ったら、買ってくださいということにしかないではないですか。何でこうなったのですか。

○**渡辺教育企画室長兼教育企画推進監** 生徒1人1台端末の通知でございますが、県立学校におきましても1人1台端末を活用した新たな学びを推進していくために、校費で整備した端末のほか、令和4年度から個人所有端末を学校でも使用できるようにすることといたしまして、県立学校の生徒及び来年度の新1年生となる中学校3年生への周知のためのパンフレットを作成し、2月に各学校にも通知をしたところです。通知の中では、1人1台端末やアプリケーションの活用イメージを紹介するほか、生徒が既に所有している端末、あるいは今後購入を予定している端末が学校で使用できるかどうかを判断する際の参考としてお知らせしたものでございまして、委員からも御指摘ございましたが、新たな端末の購入を求めるものではないと注意書きもしております。

○**斉藤信委員** これは、できれば買ってほしいという意味でしょう。

私は、どのくらいの規格かと調べてみました。大体7万円くらいです。レベルは決して高くないので、個人所有だったらもっとレベルの高いものを買います。そうすると、10万円以上します。

なぜこんなことになるかという、高校生の7割しかタブレットを配備しないからなのです。全国の状況をどう把握していますか。全ての高校生に配付するとなっている県は、私の把握だと青森県、秋田県を含めて18県あります。自費購入を含めると21道県で、検討中が8県になっていましたが、把握していますか。

○**渡辺教育企画室長兼教育企画推進監** 文部科学省が令和4年度見込みとして2月に調査した結果によりますと、設置者負担を原則としているのが26自治体、保護者負担を原則としているのが23自治体、東北地方を見ますと秋田県、青森県、山形県は設置者負担、そして宮城県、福島県は保護者負担が原則という形になっております。

○**斉藤信委員** 24県が設置者負担で、県負担です。何で岩手県はそうしないのですか。中

途半端な7割しか確保しないというのはおかしいのではないですか。平等な教育にならないのではないですか。小中学生は全員にきちんと配備するのに、何で高校生は7割の配備なのですか。ほかの県のように配備したらいいのではないですか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 先ほど申し上げましたが、調査結果によると、生徒の3割が端末を所有している状況になるということで、使い慣れた端末を学校でも使用できる、あるいは高校を卒業して進学、就職した後でも、そのまま自分の端末を使用できるというよさもありますことから、そういった整備の割合としたものです。

○斉藤信委員 全国は設置者負担で配備するところが、24県で一番多いのです。小中学生は、全員に配備するのではないですか。何で岩手県の高校生だけ3割の人は自己負担なのか。ましてやこれから高校に入る子供たちの3割が端末を持っていても、不都合ないではないですか。個人所有というのは、目的が違うのですよ、学校で使う程度というのは限られるのです。教育長、何で7割なのですか。多数の県のように、全高校生にきちんと配備するようにやるべきではないですか。

○佐藤教育長 東北各県でも100%設置者負担というところもございます。本県でも可能であればそのような形を目指したいところですが、小学校、中学校については義務教育ということ、それに対して高校については義務教育ではないということもありますし、財政状況も非常に厳しい中で、いかに活用等を踏まえていくかということもあります。本県ではWi-Fi整備やICT機器の整備を進めてまいりました。そういったところで、自己所有のものもうまく活用してやっていきたいと考えております。

○斉藤信委員 全国の多数が、東北地方でも半分以上が設置者負担で配備しているのだから、3割の人にはタブレットの配備はありませんというやり方はおかしいと思います。このチラシは、買ってくださいというチラシで、こういう生徒を選別するようなやり方はやってはいけないと思います。これは時間だけかかるので、指摘だけにとどめておきます。

次に高校再編問題についてお聞きいたします。教育長にお聞きします。本会議の答弁で、入学者選抜の結果を受けて、入学者の分析、検討しますとなっております。これはいつやるのですか。

○佐藤教育長 入学者の状況分析でございますけれども、今後2次募集が行われることとなっております。その2次募集の結果、入学者が確定した後に行いたいと考えております。

○斉藤信委員 私は、県立福岡工業高等学校と県立一戸高等学校の統合計画は、この2年間の県立福岡工業高等学校の入学者の増、そして資格取得の実績、部活動もすばらしい実績を上げています。統合する理由がなくなったと思います。高校生のそういう努力、実績、そして二戸市の通学費負担の支援を含めたら、県立福岡工業高等学校の2学科を1学科に減らして、専門高校の機能を大幅に縮小するようなやり方をやるべきではないと思いますが、教育長はこの2年間の実績をどう受けとめていますか。

○佐藤教育長 今回の入試では60人の受験者と合格者ということで、前年度より増となっております。これは委員御指摘のとおり、資格取得の実績もすばらしいものがございます

し、二戸市における学校の魅力発信や通学支援の取り組みが、受験者数の増に至った面もあると捉えております。

○**斉藤信委員** 二戸ブロックの合格者を見ますと、1学科分減っているところが県立軽米高等学校、県立福岡高等学校、県立一戸高等学校で、40人以上欠員になっています。県立福岡工業高等学校は、2年連続で2学級維持しているのです。この二戸ブロックの中で見直しをするのだったら、私が今言った40人以上欠員になっているところを学級減にするのが筋ではないですか。2学科というのは、専門教育を維持する上でぎりぎりのところだと思います。2学級を維持している県立福岡工業高等学校の学科を減らして統合するという根拠は、二戸ブロックだけ見てもないと思うのだけれども、教育長、見直すことを検討すべきではないですか。

○**佐藤教育長** これまでの取り組み等についても評価をさせていただきました。そして、将来の二戸ブロックの中学卒業予定者数の減少というものが大幅に見込まれていくという中で、その地域における多様な学びの選択をしっかりと確保していかなければならないと考えております。これは、他の学校のよりよい教育環境の整備という面でもさまざまな課題を抱えております。そういった中で、今後県北地域、特に二戸地域の多様な学びの確保ということについては、地元の二戸市及び関係者とも丁寧な意見交換を行い、慎重に判断しながら進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 高校再編計画については、最終計画が決まる前から地域検討会議をやって、地元は一貫して県立福岡工業高等学校の存続を求めていたのです。そして、結果も出しました。

高校再編計画の基本的な考え方は、生徒の希望する進路の実現、地域や地域産業を担う人づくりです。唯一の専門高校ですから、県立福岡工業高等学校で学びたい、資格を取りたい、部活動をやりたいということで、入学者がふえているのです。ことしは県内就職率も高め、100%です。高校再編の考え方からいって、この方針をそのとおりに実践している県立福岡工業高等学校を統合したり学科減にするということは、あなたの方針からいっておかしいのではないですか。

○**佐藤教育長** 県立福岡工業高等学校の専門高校としての取り組みは、素晴らしいものがあると思います。また一方で、中学卒業予定者数が減っていく中で、県北地域、二戸地域の地域や地域産業を担う人材育成という観点に立てば、専門高校である工業の学び以外にも、農業、商業、福祉関係の学びといった系列の学校もありますから、今後の生徒数の減少に応じよりよい教育環境を維持していくということがあります。そういった意味でも、これからさまざま進めていくわけですが、やはり地域や地域産業の担い手をいかに育成していくかということは、地域の方々と共に話し合いを持って検討を進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 実は生徒減少は二戸ブロックだけではないのです。全てのブロックです。今回の最終計画というのは統廃合計画しかありませんでした。統廃合計画がないところは、

生徒減少があっても何も手をつけないというのが高校再編計画後期計画なのです。二戸ブロックに限って見れば、実績も成果も上げている県立福岡工業高等学校を2学科から1学科に減らして統合するというのは、実態からも実績からも全く矛盾していると指摘をしてみました。

私は、県教育委員会の信頼が問われていると思います。生徒や学校が努力して、国家資格の取得実績でも全国トップクラスで、県内就職も高めて、部活動でもすばらしい実績を上げているのです。そして、二戸市が県立福岡高等学校も県立福岡工業高等学校も守ろうということで、通学費の半額を補助しています。こういう現場の努力にあなた方が応えなかったら、県教育委員会の信頼を失ってしまいます。このことは、厳しく指摘をしておきます。今までの県教育委員会は、そういう地元の努力があったところは統廃合してきました。県立久慈工業高等学校だってそうでしょう。今回だけは見直しと言わないのです。教育長の姿勢にかかっています。率直に言いますが、そういう現場の努力に応える県教育委員会であってほしいと思います。

最後に、県立不来方高校自死事件の問題であります。きょうは3回目ですから、本会議での答弁、さきの常任委員会での答弁を踏まえて聞きますので、同じことを絶対答弁しないようにしてください。主に教育長に聞きます。顧問の教師の処分のための調査は、どう行われてきたでしょうか。残された調査は何でしょうか。

○佐藤教育長 本事案に係る懲戒処分等の措置に向けて、当該校の事案のほかにも不適切な指導がなかったかについて、前任校赴任時まで遡って、元部員等多くの関係者を対象として調査を行っているところです。

○斉藤信委員 具体的にどこまで調査を行ってきたかと聞いているのです。教員の調査は何人行ったのか、当時の部活の部員の調査は何人行ったのですか。正確に答えてください。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 これまでの調査では、約80名の元部員の方々に事実関係の調査の協力をお願いしているところです。

○斉藤信委員 80人のうち何人答えたのですか。教職員は何人調査して何人答えているのですか。3回目なのだから、真面目に答えてください。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 先ほど申し上げましたとおり、80名の方の協力をお願いしているところでして、その状況につきましては、これから調査をしていただく方、あるいは調査していただいた方への影響も考慮させていただき、その詳細につきましては、お答えしかねるところです。

○斉藤信委員 教職員についても答えてください。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 教員、県関係者ですが、35名となっております。

○斉藤信委員 何人調査したのですか。終わったのですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 調査の中身につきましては、措置への影響がありますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○斉藤信委員 この期に及んで、そんな答弁拒否をしてはだめです。3年8カ月経過して

いるのです。本来なら懲戒免職処分される顧問教師が今も給料をもらっているのです。あなた方の怠慢だと私は指摘をしてきました。調査の中身を聞いているのではないのに、調査の状況も答えられない。80人の部員のうち何人の聴取ができたのか。35人の教員のうち何人の聴取ができたのか教えてください。

○佐藤教育長 ただいまの御質問につきましては、これまで協力していただいた方、これから聴取日程を調整して協力をいただく予定の方々の聴取に応じる対応等にも影響等ないよう配慮する必要がありますので、その点について答弁を控えさせていただいているところです。

ただ一方では、これからも処分に向けた調査、対応等については、これまでのおくれ等がありますので、スピードアップ等を図って、誠心誠意対応してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 部員のことについて言えば、2018年の6月に仙台高等裁判所に陳述書が提出されました。この中身を本会議でも紹介しました。この陳述書は、もう証拠採用されているものですから、日常的な暴力、暴言の実態が確認されたら、十分懲戒免職に当たる陳述だと思えます。80人も調査しなければ裏づけが取れないなんてことは絶対にありません。ましてやあなた方の管轄下にある教員の調査は35人で、3年8カ月もたっているのですから普通終わっているでしょう。陳述書については、第4回の再発防止「岩手モデル」策定委員会のときにあなたが触れました。何カ月もたっていると思うのですか。もう5カ月もたっているのです。それで調査が進まないとはおかしいではないですか。

教育長は、本会議で、顧問教師とも協議が調って、速やかに聴取も行いますと答弁しました。どのように協議が調って、いつ聴取する見通しなのか。いつまでにあなた方はこの調査をやり切るのかをはっきり示してください。

○佐藤教育長 まず、部員等に対する御質問につきましては、先ほどのような形での答弁に差し控えさせていただきます。教職員に関しましては、聴取等は進んでおります。当該顧問に対しては、現在聴取の具体的な日程についても詰めておりますので、当該顧問に対するヒアリング等も行い、これまでの調査結果等も踏まえて、できるだけ早期に判断できるように努めてまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉絢子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小林正信委員 私も3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点は、スクールソーシャルワーカーの取り組みについてお伺いしたいと思います。コロナ禍で子供たちを取り巻くさまざまな環境が悪化している中で、スクールソーシャルワーカーの皆さんの取り組みが重要になってきていると思いますけれども、令和3年度の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○**泉澤生徒指導課長** 令和3年度のスクールソーシャルワーカーの取り組み状況についてでございますが、県内6教育事務所に18人、実人数ですと21人を配置してきたところでございます。

活動内容につきましては、不登校への対応や家庭への支援に加えて、学校と福祉機関、医療担当の連携調整を行ったりするなど、児童生徒を取り巻く環境に働きかける活動を担っており、その対応数も年々増加してきているところです。

令和3年度の支援児童生徒数については、現在集約中のため、まだまとまっていないところですが、参考までに令和元年度は小中学校で608人、令和2年度は小中学校で645人が支援対象となっているところですので、今年度も同じような形になると推測しているところです。

○**小林正信委員** かなりの数の児童生徒に対しての支援を行っていただいておりますが、令和4年度では19名の配置ということで予算特別委員会でもお話がありましたけれども、この1名の増員の理由について伺いたしたいと思います。

○**泉澤生徒指導課長** スクールソーシャルワーカー1名の増員についてでございますが、スクールソーシャルワーカーが児童生徒の支援のために対応する件数は年々増加傾向にありまして、近年はその支援内容も複雑かつ多様なものとなってきております。これまでの学校等の要請にこたえられるよう配置の充実に努めてきたところですが、近年のコロナ禍により、さらに家庭等の問題を背景とした事案等も想定されることから、来年度から1名を増員することでスクールソーシャルワーカーによる支援体制の強化をしたものです。

○**小林正信委員** 確認ですが、このスクールソーシャルワーカーの配置の事業は、復興予算として国から全額措置されているということでしょうか。

○**泉澤生徒指導課長** 当初は全額でございましたけれども、現在は10分の10の全額補助と3分の1の補助の二つを活用しながら予算を配当しているところです。

○**小林正信委員** 被災地のスクールソーシャルワーカーは10分の10の補助で、それ以外は3分の1の補助ということですが、復興期間が延長になり、復興終了が令和7年になると思うのですが、その後も同数のスクールソーシャルワーカーを配置していくのか。継続について、スクールソーシャルワーカー御自身から伺ったりしたので、このあたりのことをお伺いしたいと思います。

○**泉澤生徒指導課長** 令和7年度以降の配置の継続についてでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、現在でもスクールソーシャルワーカーの配置については、震災復興の特別措置に加えまして、文部科学省の教育支援体制整備事業等を活用して配置しているところです。今後も国に対しまして、継続した特別措置を要望してまいりますとともに、一般補助事業を活用して令和7年度以降も見据えながら、学校、地域、児童生徒の実情を踏まえた配置の教育の充実に努めてまいりたいと考えているところです。

○**小林正信委員** 19名配置ということですが、19名でもなかなか大変だと思いますので、これを何とか維持していただきたいと思っております。あとは育成について、たしか岩手

県立大学でスクールソーシャルワーカーの育成を行っていたと思うのですが、その状況について伺います。また、岩手県のスクールソーシャルワーカーの報酬がかなり厳しいというお話も伺っております。今後取り組みを充実させるには、この報酬も改善していく必要があると思うのですが、そのあたりの御所見をお伺いしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 スクールソーシャルワーカーの育成の取り組み状況と報酬の改善についてであります。岩手県立大学大学院社会福祉学研究科において、令和2年4月にスクールソーシャルワーカー養成課程が設置されたところです。1期生の1名は、この3月に大学院を修了すると聞いておまして、このほかに現在3名の学生が在籍していると聞いております。4月から単位認定の実習にかかわりまして、県教育委員会でも連携、協力できるように準備を進めているところです。今後も大学と連携したスクールソーシャルワーカーの人材育成の取り組みを推進しつつ、質の確保に向けて、報酬を含めて交付金に対するあり方について引き続き検討してまいりたいと考えているところです。

○小林正信委員 ぜひお願いしたいと思います。スクールソーシャルワーカーの地位をしっかりと安定したものにするためには、報酬もある程度充実させていただきたいと思っておりますし、せっかくこうやって大学院で学んで、ケースワークといった技術を磨かれた方に対しては、対価もしっかりしていただければと望むところです。

そして、このスクールソーシャルワーカーの取り組みとしては、家庭を包括的に支援することができるということで、今全国的にも問題になっているヤングケアラーに対する支援もスクールソーシャルワーカーが担う部分大きいと思っております。令和2年度645名の児童生徒を支援してきたということでしたけれども、ヤングケアラーの支援については、現状スクールソーシャルワーカーの取り組みはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 ヤングケアラーの対応についてでございますが、委員御指摘のとおり、ソーシャルワーカーが支援している事案の中には、ヤングケアラーに関する事案もあると承知しているところです。例えば、ひとり親家庭において子供に過度な家事等をさせていた事案につきまして、スクールソーシャルワーカーに相談があった事案などがあると把握しているところです。

ヤングケアラーにつきましては、まだ社会的認知度が低く、まずその概念を児童生徒や学校、教職員、保護者等が認識することが重要であると認識しておまして、県教育委員会では、令和元年に厚生労働省からの依頼を受け、全ての学校にヤングケアラーの概念の周知をするとともに、その対応について通知してきたところです。児童虐待やヤングケアラーの認識と対応について、学校、教職員の認知が一層図られるよう、機会を捉えて周知を図ってまいりたいと考えているところです。

○小林正信委員 やはり、ヤングケアラー支援というところに対しては、スクールソーシャルワーカーの負担も大きくなると思うのですが、ただ、家庭を全体的に支援して、それをコーディネートしていくというのがスクールソーシャルワーカーの取り組みだ

と思っておりましたので、ぜひスクールソーシャルワーカーを中心とし、県教育委員会としてもサポートしながら、ヤングケアラーの具体的な対策の取り組みを進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

2点目は、G I G Aスクール構想について、予算特別委員会でもG I G Aスクール運営支援センターについての議論がございましたけれども、概要と今後の取り組みについて、詳しく教えていただきたいと思います。また、県教育委員会としてはG I G Aスクール運営支援センターを設置したことによって、どういった効果があるとお考えなのかお伺いしたいと思います。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 G I G Aスクール運営支援センターの概要についてでございます。来年度の当初予算案に設置経費を計上しているところですが、この支援センターの概要といたしましては、これまで県教育委員会においてハード面で、1人1台端末や大型提示装置、学校におけるWi-Fiなど、ICT環境の整備を進めてきたところですが、今後は本格的なICTの活用が進む中で、教員のICT活用支援を充実させていく必要があると考えております。これは、国庫補助事業を活用してということになります。参加を希望する市町村と連携してG I G Aスクール運営支援センターを設置し、ICT機器のトラブルや操作支援などに関するヘルプデスクを設置するとともに、学校への訪問指導等を実施することとしております。

効果といたしましては、G I G Aスクール運営支援センターに支援員を配置することによって、いろいろなトラブルや相談に対して、さまざまなノウハウが蓄積されると思います。また、本県では岩手県学校教育ICT推進協議会を設置しておりますので、そちらで事例を広く普及するなどして情報共有を図りながら、県と市町村が連携して学校におけるICTの効果的な活用を進めていく考えでございます。

○小林正信委員 支援員は4名だと思いますけれども、規模的にもう少し人員をふやすのか、そういった部分はG I G Aスクール運営支援センターで対応するのかという部分について、お伺いしたいと思います。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 今委員からお話がありましており、今年度は外注でございましたが、4名のG I G Aスクールサポーター等を配置しておりました。来年度は、この運営支援センターにおきましては、先ほど申し上げました機器のトラブル関係のヘルプデスクを設置するとともに、機器トラブルに関係した問題が起こったときに学校を支援するという役割をまずこの支援センターで担います。そのほかに、県教育委員会に支援員1人を配置することとしております。ただこの支援員につきましては、学校で具体的にICT機器を活用する、あるいはどう使っていくかということを中心に学校を支援していくということで、教員OBを想定しており、学校の実情に応じた支援をすることとしております。

○小林正信委員 では、G I G Aスクール運営支援センターとして、機器のトラブル等に対応していきながらも、1名新たに支援員を配置して、そちらは使い方という部分を支援

するということですね。

1人1台端末ということで、生徒の学びを深めるという効果が期待できると思います。端末機器の機能を十分に発揮するには、ソフトウェアも大事になってくると思います。デジタル社会・DX推進調査特別委員会でも視察をさせていただいたのですが、教材のアプリを活用しての効率的な学びの実現に取り組んでいる学校も多くなってきていると思うのですが、県内の学校の教材アプリの活用についてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○三浦義務教育課長 県内の教材アプリの活用についてでございますけれども、県内の小中学校におきましては、委員御指摘のとおり、1人1台端末の整備が進んで、授業支援ソフトやオンラインドリル等を活用した多様な実践が展開され始めてきているところです。各学校においては、例えば、児童生徒が考えを端末に入力してクラス全体で共有できること、あるいは学習履歴が見えるようにしていくこと、また児童生徒の学習定着度に応じたドリルの活用ができるようになること等、個別最適な学びと共同的な学びの一体的な実現に向け、教材アプリを活用している状況であり、非常に有効な手だてであると県としても認識しております。

○小林正信委員 そういった教材アプリを活用することで、児童生徒のつまづきを見つけたり、教員が的確な個別指導をすることが可能だと思えます。不登校児童生徒への対応や家庭環境によっては塾に通えない生徒に対する支援もできると思います。これまでさまざまな環境によって教育格差が出てきていると思うのですが、県教育委員会としてICTによる教育格差の解消について、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○三浦義務教育課長 ICTを活用した教育格差解消への取り組みということについてでございますけれども、ICTの環境については市町村によって異なるなど、ICTの効果を十分発揮するための環境面での課題、あるいはそれを使いこなす教員のICT活用スキル等の課題等もあると考えております。

県教育委員会としては、いわて学びの改革研究事業において、さまざまな教材アプリ等を活用した先導的な授業の実践例を公開して、全県に普及するとともに、県立総合教育センターにおいてもICT活用研修を実施して、教員のICT活用能力の向上に努めているところです。

今後におきましても、優れた活用事例等について紹介していくとともに、岩手県学校教育ICT推進協議会の検討ワーキンググループや、先ほど御指摘いただきましたGIGAスクール運営支援センター等の事例収集等を通しまして、ICTの活用について市町村教育委員会と連携を図って、各学校の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○小林正信委員 DXの誰一人取り残さない教育というところに主眼を置いて、ICT教育を進めていっていただきたいと思えます。

3点目は、平和教育について、先日の予算特別委員会の部局別審査で、上原康樹委員からロシアによるウクライナの侵攻を受けて、平和教育の充実を図るべきとの質問がありま

した。こういった現実の状況を踏まえて、改めて平和の尊さを学んでいくということは重要な視点だと思います。特に今度の侵攻では、多くの子供たちも犠牲になっており、これを遠い国の出来事ではなくて、過去に我が国でも起こったものであるということを伝えることは、児童生徒の学びにとっても重要なことではないかと思えます。特に戦後 77 年たつところですが、戦争を経験した方々も少なくなってきたり、戦争の体験を児童生徒に伝えるという継承も重要と考えますが、県教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。

○三浦義務教育課長 戦争体験の記録とその継承についてでございますけれども、委員御指摘のとおり、戦争体験者の高齢化が進む中、日本国民が大きな惨禍を被った歴史を風化させることなく児童生徒へ戦争体験を継承するという事は、一層重要であると捉えております。

例えば、中学校社会科におきましては、戦争を体験した方々の記録や文献、あるいは写真などの資料を活用しながら、日本や世界で起こった戦争の歴史を正しく理解し、平和の大切さについて継承していく心情や態度を育むよう指導しているところです。

また、継承という部分では、県内の学校におきまして地域の戦争体験を語り継いで劇の発表等をして、子供たちが学んだことを心に深く刻むよう工夫した事例もあると承知しております。

○小林正信委員 最後に、平和教育については、広島県、長崎県の取り組みがやはり全国をリードしているという状況ですが、その他の県では、平和教育の充実度の差が大きいと言われております。県の自主的な取り組みが平和教育の全国的な広がりにとっては課題なのかと思えます。県では、復興教育に取り組んでおりますけれども、普通の生活やそれぞれの生命を守っていくという意味において、復興教育同様、人による災害、戦争を起こさないという平和教育の推進も重要と考えますが、県の今後の取り組みについてのお考えをお伺いして終わりたいと思えます。

○三浦義務教育課長 本県の今後の平和教育の方向性ということについてでございますが、平和に関する教育につきましては、小学校、中学校及び高等学校のそれぞれの発達段階に応じて、教育課程のもとで適切に学習が進められていくものと考えております。

例えば、中学校の社会科におきましては、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合を初めとする国際機関などの役割が大切であることを理解すること等が学習指導要領に示されているところです。

また、SDGs につきまして、17 ある目標の一つが平和になっておりまして、道徳や総合的な学習の時間の題材として取り上げて、よりよい社会の実現について子供たちが考えを深めている事例もあります。

今後も学習指導要領に基づき、子供たちが人間の生命の尊さ、平和の尊さに気づき、それらを大切にしようとする態度を醸成することができるよう、市町村教育委員会と連携を

図りながら、学校を適切に支援してまいりたいと考えております。

○**佐々木宣和委員** 齊藤信委員と小林正信委員から、G I G Aスクールの質疑がありましたが、非常に端末の整備に関しての方向性、姿勢を考えるような質問だったので、私からも質問したいと思います。まず、学ぶ機会の保障ということで、G I G Aスクール構想により非常に端末の整備が進んでおります。私は12月に長野県の坂城高等学校に行ってきました。デジタル社会推進賞で最優秀賞を取ったというところで、いわゆるG I G Aスクールが一番進んでいる高校だと思って見てきたところですが、その高校で伺った話ですけれども、令和6年には完全にBYOD、自分の端末に切りかえるような話でした。何でかという、公費により整備したものは利用の制限をかけ過ぎるから、生徒があまり使わないのが実態だという話があったのです。端末の壁紙を変えてはいけないなど細かいところまでルール化をしていたのですが、この委員会でも質問がありましたけれども、持ち帰って端末を利用することもできないということでした。それは、要件を組まなければならないものもあるので、難しいのだと思うのですけれども、このコロナ禍で端末の整備も進んでおりますので、これをしっかり使っていかないと意味がないと思います。BYODに対して、県教育委員会としてどのようにお考えなのか。先ほど、齊藤信委員から、パソコンを買ってくださいというチラシの話もありましたけれども、いつごろまでにどのくらいの割合でという目標があれば伺いたいと思います。

○**渡辺教育企画室長兼教育企画推進監** 今後のBYODの見通しについてですが、本県ではこれまでも御説明してきたとおり、7割は公費で整備し、3割はいわゆるBYOD、個人所有の端末を持ってきていただくという想定です。ただこの調査は、令和3年1月に行った調査であり、来年度どのくらいの生徒が実際に学校に端末を持ってくるかというところがまだわかりませんので、新年度に入りましたら、また再度調査をすることになると思います。今後、個人端末の所有率がふえていくと思っていますので、そういった状況をしっかり踏まえながら、今後検討していくということを考えております。ただ、BYODは一つの流れということも頭に入れて検討していきたいと思います。

○**佐々木宣和委員** 実際、7割が公費、3割が個人所有という状況とのことですが、恐らく長野県の話は逆で、BYODが7割で、家庭の環境でなかなか端末を買えないという子供たち用に確保している端末を渡すという形で進めているというお話でした。始まったばかりの事業でもありますので、使うということに特化して考えていただきたいと思います。

小林正信委員からも質問がありましたけれども、できる子どもできない子どもいる中で、学習指導アプリを使って、自分に合ったスピードで学習を進めていくというのがG I G Aスクール構想の肝だと思っています。先ほどの答弁ですと、シェアアプリの重要性は認識しているとのことでしたが、アプリを入れているところはどのくらいあるのか、その辺がわかればお伺いしたいと思います。

○**中川学校教育企画監** アプリの活用状況でございますけれども、網羅的に調査したものではありませんが、県立学校におきましては、例えば生徒同士の意見を共有する、先生

と生徒で考えや回答を共有するという意味のシェアアプリにつきましては、全県立高校にマイクロソフトのチームズを入れて活用しているという状況です。

一方で、委員御指摘のデジタルドリル的なものに関しては、使用料もかかりますので、実態としては一部の学校で入れているところもあると承知しておりますが、多くはありません。

○佐々木宣和委員 お金がかかるので、検討も必要だと思うのですが、先ほど言ったとおり、できる子、できない子、それぞれに合ったもので、端末で全部できるようなイメージだと思っております。実際現場で見させていただいたとき、先生が全員の進捗状況を見ることができて、できていない生徒へは直接指導をするという形で、先生が板書して覚えておきなさいというような形ではなくて、生徒の状況に合わせて指導するという形でやっていくのだと思っております。それぞれの学校ごとに考えるのか、県全体で必要だからやっていくのか、予算の関係もありますから、なかなか難しいのかもしれませんが、これをやらないともったいないと思っておりますので、ぜひしっかり進めていただきたいと思っております。

最後に、教育長に伺います。端末の整備はかなり進んで、これからどうやって使っていくのかという段階になっているわけですが、個別最適化された教育の提供、いつでも、どこでも、誰でも自分に合った教育を受けることができるということが重要だと思っております。私は週末、小学校、中学校の閉校式に出てきたのですが、我々の地域はかなり広いので、どこでもそういったことができる環境というのは、本当に重要なことだと思っております。ハードの使い方というところがことしから拡充されましたが、すごく大事なことだと思っております。やはり使い方をどんどん展開して考えていくというのが肝であると思っております。端末を入れるのは手段で、目的としては学習効率を底上げするということだと思っておりますので、岩手県版の事業ですと学びの改革プロジェクトというところですが、最終的な目標に向けてどう取り組んでいくのか伺いたいと思っております。

○佐藤教育長 私も、このITを活用した学びというものは非常に大事だと思っております。特に学習者視点、児童生徒側に立った視点で今後進めていく必要があると思っております。今回のGIGAスクール構想の考え方も、基本は学習者視点で、子供たちが整備されたタブレット等を活用して、個別最適な学びをみずからやっていくということに尽きるのだと思っております。そういった意味でもBYODの議論もございましたけれども、これからのDX社会の中で、ITリテラシーをしっかり身につけてやっていかなければならないと思っております。それは学習に限らず、生活する上でも活用が求められていくわけですから、それにしっかり対応できるように、教育の現場ではそういった学びに取り組めるように、設置者である県あるいは市町村、そして教員も子供たち一人一人がその機器を活用して主体的な学びができるように、しっかり支えていくことが大事だと考えております。岩手県学校教育ICT推進協議会という組織を立ち上げておまして、県内ひとしく市町村によって取り組みにあまり差が生じないように、それぞれの主体的な取り組みは確保しつつ、岩手県全

体の教育の質の向上等を図っていきたいと考えております。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。教育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には委員会調査等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、県立図書館の運営状況等についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査につきましては、お手元にお配りしております令和4年度文教委員会調査計画（案）のとおり実施することとしたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に鑑み、状況を見きわめながら対応することとしたいと思います。

つきましては、調査実施の有無も含め当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、調査計画に変更があった場合には、追って通知することといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。